



〈台風19号災害の被災者の皆様へ〉令和2年2月3日発行

※本書面の情報は本年2月3日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

復興支援ダイヤル 026-232-2777

平日 午前9時～午後5時

## 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

特集

### 1 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」といいます）とはどのような制度ですか。

自然災害の影響で、住宅ローン、事業性ローンなどの返済にお困りの方を対象として、一定の要件を満たす場合に、ローンの免除・減額を申し出ができる制度です。

### 2 通常の債務整理と比べてどのようなメリットがありますか。

通常の債務整理・破産手続等と比べて、次のようなメリットがあります。

- ① いわゆるブラックリストに載りません。
- ② 最大500万円の現預金のほか各種支援金等を手元に残せます。
- ③ 原則として保証人等への支払請求がされません。

### 3 手續は自分でやらないといけないのですか。

登録支援専門家の支援を受けながら手續を進めていきます。登録支援専門家の支援については費用がかかりません。

### 4 手續はどのような流れで進むのですか。また、どれくらいの期間かかるのですか。

- ① 借入の元本額が最大の債権者にこの制度の利用をご自身で申し出てください。その債権者から同意書が発行されます。
- ② 債権者の同意を受けた後、弁護士会に（a）債権者から受領した同意書と（b）弁護士会館備え置きの登録支援専門家委嘱書を提出してください。
- ③ 登録支援専門家の支援を受けて準備を進め、債務整理開始の申し出を行います。
- ④ 債権者と協議し、調停条項案を原則3か月以内に債権者へ提出します。1か月以内に金融機関から返事があります。
- ⑤ 簡易裁判所での特定調停により、調停を成立させます。

上記①から⑤まで、早くとも6か月程度は時間がかかると考えられています。

### 5 金融機関に申し出たら、同意してもらえたのですが、どうしたらよいですか。

ガイドラインの利用の申し出を受けた債権者は、債務者が本ガイドラインを利用できないことが明らかな場合を除いて、同意しなければならないことになっています。金融機関の苦情相談受付か、長野県弁護士会の上部の復興支援ダイヤルにてご相談ください。

### 6 事業者でも使える制度ですか。

個人事業主は要件を満たせば利用できます。個人のみを対象にしているため法人は使えません。法人の保証人である代表者個人は、法人の債務を整理した後でなければこのガイドラインを利用はできないのが原則です。

### 7 災害前からローンを滞納していたのですが、ガイドラインを使えますか。

この制度は、災害の影響でローン返済が難しくなったときに利用できる制度です。したがって、災害が発生する以前に、ローンについて期限の利益喪失事由に該当する行為があった場合には、当該ローンの債権者の同意がなければガイドラインの利用はできません。

### 8 銀行にガイドラインを使うと伝えれば、ローン返済がストップになるのですか。

登録支援専門家の支援を受けて債務整理申出をしたときに一時停止（ストップ）になり、債権者への着手申出だけではローン支払の一時停止になりませんので、債務整理申出までは返済を継続する必要があります。

返済を継続しないと一括返済を求められたり、担保権を実行されてしまうことがありますから、債務整理申し出を急いで準備しましょう。

もっとも、債務整理申出前でも、債権者が支払猶予に応じてくれる場合もありますので銀行に相談してみてください。

また、延滞をしていてもガイドラインが全く利用できないというわけではありません。

### 9 債務者の収入や資力によって、ガイドラインを使えない場合もありますか。

ガイドラインの利用には、災害の影響を受けたことによって、債務を弁済することができないこと又は近い将来において災害前から残っている債務を弁済することができないことが確実と見込まれること、といったいくつかの要件が定められています。

例えば（1）手元に残せる分（2）以外の資産が、負債額より大きい場合などは、基本的には利用が困難です。また、（2）事業性ローンがなく年収が730万円以上の場合や、（3）既存の住宅ローン年間返済額や住居費の年収に占める割合が40%未満の場合には、個別のケースに応じて判断されることになります。詳しくは長野県弁護士会の復興支援ダイヤルにご相談ください。

### 10 債権者とリスクシェア（返済期間を長期化して1回ずつの返済額を減らす等の返済計画の見直し）をしてしまったり、債権者に一部返済してしまったのですがガイドラインは利用できないのでしょうか。

どちらもできます。もし債権者が「リスクシェアをしたからガイドラインを利用できない」と言うようでしたら長野県弁護士会の復興支援ダイヤルにご相談ください。但し、一部返済等によりガイドラインの利用に影響がある可能性がありますので事前に弁護士にご相談ください。

### 11 新たな住宅ローンを借り入れてしまったのですがガイドラインを利用できますか。

特段の事情がない限り現在の運用ではできません。住宅ローン、リフォームローンなど、新たな借り入れは慎重にご検討ください。

### 12 家は残して住み続けたいと考えているのですが、家を残す方法ありますか。

住宅ローンの返済が残っている場合、たいてい、住宅ローン債権者のために自宅に抵当権が設定されていると思います。この場合、①自宅を売却して、その代金で住宅ローン債権者に優先的に弁済する方法だけでなく、②不動産鑑定士に自宅の公正価格を評価してもらい、その公正価格を住宅ローン債権者に一括弁済または分割弁済することを条件に、家を残す方法もあります。

自然災害による被災者の債務整理ガイドラインに関するご相談のほか台風19号災害でお困りのことがありましたら長野県弁護士会の復興支援ダイヤル（026-232-2777）にお電話ください。

弁護士から折り返しお電話をして20分を目安にお電話で相談をお受けします。その後、面談相談をご希望の場合には1時間を目安に面談でご相談をお受けします。いずれもご相談は無料です（復興支援ダイヤルへの予約時の電話料金はご負担ください）。

